

## 第3編【高潮災害】

### 1 避難情報の発令対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。  
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

### 2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮等の発生のおそれが高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等で発表される予想最高潮位等に応じて想定される浸水区域を基本に、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域（対象建物）を対象とする。

高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても、同様の考え方により浸水するおそれのある区域を基本とする。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
  - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。）
  - ・ 建物の地下部分
  - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
  - ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

### 3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 高潮注意報	気象庁	潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予測される約18時間前までに発表される。
	レベル3 高潮警報	気象庁	潮位又は高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予測される約12時間前までに発表される。
	レベル4 高潮危険警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがあるとき発表される。(潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予想される約6時間前までに発表)
	レベル5 高潮特別警報	気象庁	高潮予報海岸では、潮位と波の打ち上げ高の影響を加味した水位のいずれかの実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合、または破堤、背後地の浸水を実際に確認した場合に発表。高潮予報海岸以外では、潮位の実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表される。
	その他		
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回(05時、11時、17時、23時)提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜)

※ レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報、レベル5高潮特別警報について、国土交通大臣が「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」として指定した海岸(高潮予報海岸)では、国土交通省(地方整備局等)・気象庁(地方気象台等)・都道府県から発表される。高潮予報海岸以外では、地方気象台等から発表される。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	潮位観測情報	気象庁	全国各地の最新の3日間(昨日・今日・明日)又は1日ごとの潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したもの。5分又は10分毎に更新。	5分又は10分毎	・北海道防災ポータル ・気象庁HP ・防災情報提供センター(国土交通省)

#### 4 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

## 5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>レベル3 高潮警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測される場合</li> <li>2 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表）</li> <li>3 レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</li> <li>4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ol>	<p>登別港町1丁目 登別港町2丁目 富浦町2丁目 富浦町3丁目 幸町2丁目 幸町4丁目 幸町6丁目 幌別町2丁目 幌別町4丁目 幌別町6丁目 幌別町8丁目 大和町1丁目 大和町2丁目 栄町2丁目 栄町4丁目 鶯別町1丁目 鶯別町6丁目 の海岸沿い</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>レベル4 高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇することが多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測される場合</li> <li>2 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表）</li> <li>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4 高潮危険警報が夜間から明け方で発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>	<p>鶯別町2丁目 鶯別町3丁目 美園町1丁目 美園町2丁目 の浸水想定区域</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>レベル5 高潮氾濫発生情報やレベル5 高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合</li> </ol> <p>〈計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 水位又は潮位が基準高に到達した場合</li> </ol> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合</li> </ol> <p>※ レベル5 高潮氾濫発生情報の発表時には、解説文で確認情報であるか等が記載されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。          ※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

## 6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域のレベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象、地象、水象に関する事。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】 ・道路整備保全課 【0143-25-7047】 ・築港課 【0143-25-7048】	・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

## 8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー(割り込み放送)	聴取者
		防災行政無線(同報系)	住民等
		X(旧ツイッター)	PCユーザー等
		登録制メール(登別市防災メール)	事前登録者
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部 市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部 農林水産グループ	電話等		いぶり中央漁業協同組合
消防本部	消防車	住民等(巡回ルート)	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難情報の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ 浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（※1）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。（※1）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

（高潮氾濫が切迫している状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ レベル5高潮特別警報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

（高潮氾濫発生を確認した状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●町●●丁目で高潮氾濫が発生したため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（※3）

- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。  
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

※1 今後、暴風が予想される場合に伝達する。

※2 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

※3 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3「高齢者等避難」

●●/●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：上記対象地域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方とその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4「避難指示」

●●/●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ ~~~~~線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5「緊急安全確保」

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮の発生

備考：上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。